鳥取市公共建築物等木材利用促進基本方針

平成24年2月29日

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材の目標、地元産木材(鳥取県東部産材、鳥取県内産材を含む。以下「地元産材」という。)の利用を促進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定めます。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義

鳥取市が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深めます。

1 木材の利用促進の意義

木材は、再生産可能な資材であり、木材の需要を拡大することは、森林の適正管理や林業・木 材産業など地域経済の活性化につながり、森林が有する多面的機能の持続的発揮と資源循環 型社会の形成に役立ちます。

木材は、断熱性や調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りや木目の癒し効果、木肌のぬくもりが、快適な住環境の形成に役立つ素材です。また、木材は生産・加工時のエネルギー消費が小さく、公共建築物等への利用によって長期間にわたり炭素が貯蔵され、地球温暖化防止への貢献が期待できます。

2 公共建築物等における木材の利用促進の効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、県や市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができます。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できます。

特に地域内で生産・加工された木材の利用促進により、地域における森林管理や経済活動の活性化を促進できます。

第3 公共建築物等への木材の利用促進の目標

1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

木材の利用を促進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、鳥取県の指針に即して可能な限り地元産材の利用に努めます。

- (1) 鳥取市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2)机等の備品、消耗品

(3) その他、公共の用に供する工作物等

2 対象とならない公共建築物等

以下に掲げる場合については、木材の利用を促進する対象としないものとします。

- (1) 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために、 極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で 木造化が困難と認められる場合
- (2) 災害対策活動に必要な施設、危険物を埋蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合
- (3) その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

3 施策の具体的方向

次に掲げるとおり地元産木材の利用促進を図るものとします。

- (1) 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ 面積3,000 ㎡以下の施設については、木造化に努めるものとします。また、木造化が困難な 場合においては、内装等において積極的に木質化に努めるものとします。
- (2) その他、調達する備品、消耗品については、木材を原料としたものの利用を促進するほか、認定グリーン商品の調達に努めるものとします。
- (3) 暖房器具やボイラーなどを導入する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入促進に努めるものとします。

第4 公共建築物等における木材利用促進に必要な事項

1 木材利用促進の要請

民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、 木材の利用促進が図られるよう、事業者や市民に対して広く呼びかけ、理解と協力を得るように努 めるものとします。

2 ライフサイクル等の考慮

公共建築物等の整備に当っては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、建設コストにとどまらず、その計画・設計等段階から、維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで木材利用に努めるものとします。

木造構造物、備品・消耗品、暖房器具等についても、購入や維持管理に係るコスト、木材利用 の意義・効果を総合的に判断しながら、木材の利用に努めるものとします。

第5 木材の適正な供給確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用促進を図るためには、当該施設の建設に必要な木材が低コストで円滑に供給される必要があります。

このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業体、製材業者その他の木材供

給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業用機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた乾燥材等の適切な供給のための木材加工の高度化及び流通の合理化等を推進するものとします。

第6 推進体制

本市は、地元産材の利用を通じた新たなまちづくりの観点から、庁内連絡会議(幹部会)において、地元産材の公共建築物等への利用促進を検討するとともに、国、県及び関係各機関の円滑な連絡調整等に取組むものとします。

また、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行い、地域ぐるみによる地元産材の利用促進を目指すものとします。